

[事案 2024-353] 就業不能給付金支払等請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

約款の就業不能状態に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年7月1日に新型コロナウイルス感染症に罹患し、同月7日から同年12月中旬まで就業不能状態となったため、平成29年10月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したが、約款の就業不能状態に該当しないことを理由に、支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金の支払いおよび保険会社等の不法行為にもとづく損害賠償を求める。

- (1)令和5年7月1日に新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後遺症による、重度の倦怠感、集中力低下、ブレインフォグなどの症状で、就業不能状態が継続している。
- (2)「軽労働または座業」の定義は、医学的見地からも明確ではなく、一律に適用できるものではない。ブレインフォグによる「思考力や判断力の低下」が職務遂行能力に致命的な影響を与えていることを考慮すべきである。
- (3)日常生活動作の自立度は就労可能性を正確に反映するものではなく、投薬の有無も症状の重症度とは一致しない。
- (4)保険会社または査定医による無診察診断行為、利益相反行為、障害者差別解消法違反、名誉棄損・人格権侵害等の不法行為により生じた損害の賠償を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師の回答書においては、歩行、衣類の着脱、入浴、食物の摂取、排泄の全ての項目で自立できており、通院以外の外出も数時間程度可能、座位や立位も可能となっている。また、申立人は、通院時に付き添いもなく、自身にて自動車を運転して通院をしている。以上を踏まえると、申立人が軽労働や座業ができない状態であるとは考えられない。
- (2)また、仮に就業不能状態に該当するとしても、「被保険者の精神障害による」ものであり、免責事由に該当する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。